

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外出の事由(以下「事故」といいます)によって身体に傷害を受けたときに、本章第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます)を支払います。

第2条 前項の傷害には、身体外部から有害な物質又は物理的な力の一時的に侵入、吸収又は摂取したとき急激かつ突然な中毒症候(急性の病状)を発症し又は摂取した結果生ずる中毒症候を除きます。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約締結型企画旅行契約の第2条第2項第1項及び注企画旅行契約の第2条第3項に定めるものをいいます。

この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行行程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、運送及び宿泊の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定日時の終了時から開始し、「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときく離脱したとき又は復帰の予定日時に離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの期間又は離脱した時から「企画旅行参加中」といいたしな

第3条 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
(1) 添乗員、当社が使用人又は代理人が提供を行う場合は、その受任了時
(2) 前号の受任了がない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗場である飛行機構内における手荷物の検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第4条 前項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
(1) 添乗員、当社が使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
(2) 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗場である飛行機構内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金を支払いません。
(1) 旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意、ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないとき、又は酒に酔って正常な運転ができないと思われる状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心拍失調、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
(7) 旅行者の交通事故、地震、津波、噴火又はその他の自然現象による医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を被る場合には、この限りではありません。
(8) 旅行者の履行の執行又は滞留若しくは欠乗中に生じた事故
(9) 戦争、外寇の武力行使、革命、政変騒ぎ、暴乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動(この規程において、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において軽微かつ短期間で治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
(10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)。若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能放射
2 当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛・他覚症状のないものに対して、補償金を支払いません。

(補償金等を支払わない場合その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の新行程に含まれている場合においては、補償金を支払いません。
(1) 旅行者が前項第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
(2) 旅行者が自転車、原動機付自転車又はモーターボートによる競速、競走、興行(いずれも補償を含みます。)又は突撃艇(性能試験を目的とする運転又は競速をいいます。)に参加している間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車によって道路とつながることを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の新行程に含まれていないときも補償金等を支払います。
(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であるか否かを不問)と発生した事故
(4) 以外の航空機を旅行者が使用している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合その4)

第5条 2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられている場合に該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、他者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(1) 反社会的勢力、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した額を支払います。(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内の後遺障害(身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損)を被り、かつ、その原因となつた傷害が治癒した後のもい場合があります。以下同様とします。旅行者1名につき、補償金に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

第8条 前項の定めにかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

第9条 別表第2の各号に掲げられていない後遺障害に対しては、後遺障害の職業、年齢、社会的地位等に照準し、身体障害の程度に照準し、かつ、別表第2の各号の各区区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)、(1-4)、(2)、(3)、(4)、(4)及び(5)に掲げる機能障害に至らない傷害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。
4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金(補償額の割合)をもって支払います。

(入院見舞金の支払い)

第10条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生じ、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養が困難な場合)、病室又は療養所に入居し、日常生活において治療に専念することを要する、以下の案において同様とします。その日数(以下「入院日数」といいます)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき。 40万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 30万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 10万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 4万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数90日以上の傷害を受けたとき。 20万円
ロ 入院日数30日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円
ハ 入院日数3日以上30日未満の傷害を受けたとき。 2万円
ニ 入院日数3日以下17日未満の傷害を受けたとき。 1万円

(3) 旅行者が治癒していない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に支障を生じ、かつ入院したときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
(4) 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治つたとき以降の期間については、入院見舞金を支払いません。

(5) 4 当社は、上記の場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。
(6) 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合には、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちのいずれか金額の大きいもの(傷額の多い場合は、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

- (1) 当該入院日数に該当する入院見舞金
- (2) 当該通院日数(当該入院見舞金を支払ったときは、当該日数にその対応する)に当該入院日数を乗じた額

(7) 入院見舞金を支払ったとき、当該日数に当該入院見舞金の支払いを受けるべき通院見舞金を加算して支払います。
(8) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則)

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合には、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちのいずれか金額の大きいもの(傷額の多い場合は、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

- (1) 当該入院日数に該当する入院見舞金
- (2) 当該通院日数(当該入院見舞金を支払ったときは、当該日数にその対応する)に当該入院日数を乗じた額

(7) 入院見舞金を支払ったとき、当該日数に当該入院見舞金の支払いを受けるべき通院見舞金を加算して支払います。

(8) (死亡の推定)
第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が航行方不明となつたから、又は遭難してから30日経過後もなお旅行者が見つからないときは、航空機若しくは船舶が航行方不明となつた日又は遭難した日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

(9) (身体の障害又は疾病の影響)
第12条 旅行者が第1条の傷害を受けたときに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となつた事故が発生したことに伴って生じた疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響があった場合に相当する金額を決定して支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手續

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者として、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の自らの診断若しくは死体の検査を求めることができます。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの説明を受けなければならない。

第14条 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者は、当社の同意なく第1条の傷害を被つたときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の自らの診断若しくは死体の検査を求めなければならない。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

第15条 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定に違反したときは提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社宛ての補償金等請求書及び代へ掲げる書類を提出しなければならない。

第15条 旅行者が死亡補償金の請求を行う場合は、(1) 死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍証明書
ロ の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検察書

(2) 後遺障害補償金の請求の場合
ロ の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
イ 入院見舞金請求の場合
ロ の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ハ 傷害の程度を証明する医師の診断書

(3) 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ の傷害の程度を証明する医師の診断書
(4) 通院見舞金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ の傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
ロ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

(5) 死亡補償金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ の傷害の程度を証明する医師の診断書
(6) 通院見舞金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ の傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
ロ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

2 当社は、前項以外の書類の提出を求め、又は旅行者の提出書類の一部の書類を認めることを行う場合があります。
3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外出の事由(以下「事故」といいます)によって所有の身の回り品(以下「携帯品」といいます)に傷害を受けたときに、本章の規定により、携帯品損害補償金(以下「損害補償金」といいます)を支払います。

(損害補償金を支払わない場合その1)

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(2) 旅行者が世帯等共同する親族の成員。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でかつ当該場合は、この限りではありません。
(3) 旅行者の自甘行為。犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないとき、又は酒に酔って正常な運転ができないと思われる状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

(6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
(7) 補償対象品の滅失。ただし、旅行者があらかじめ代わって補償対象品を管理する者が相当の注意を払ったにもかかわらず発生し得ないと考えられる場合を除きます。

(8) 補償対象品が自然の耗れ、さび、びびり、変色、わずかなり、虫食い等
(9) 想定外の原因であつて補償対象品の滅失をきたさない原因
(10) 補償対象品であつた物品の出発地、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

(11) 補償対象品の遺失又は紛失
(12) 第3条第1項第9号第12号に定める事由
2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(損害補償金を支払わない場合その2)

第17条 2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいづれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。
(1) 理金、小切手その他の有価証券、旅行、自動車等の乗車券、切符、乗車券、パスポートに準ずるもの
(2) クレジットカード、クーポン券、乗車券、パスポートその他これらに準ずるもの
(3) 積本、設計書、図案、標本その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、ワープロ、パソコン、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理をなす記録媒体に記載されたものを除く)
(4) 船舶(ヨット、モーターボート及び小舟を含みます。)及び自動車、原動機付自転車
(5) 貴重品以外の物品
(6) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

(7) 神聖系統又は精神の障害のため身体の自由が自由に失われ、洗面等の起居動作に制限されていること
(8) その他上記の条の合併等項のため身体が自由に活動し、洗面等の起居動作に制限されていること。
(注 第4号の規定中「以上」とは、当該物品より心臓に近い部分をいいます。

(荷物及び物品)

(8) その他当社があらかじめ指定するもの

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害(以下「損害」といいます)とは、その損害発生後及即時における補償対象品の額又は補償対象品を損害発生直前の状態に戻すに必要な修繕費及び第3条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品1個又は1対1について1対1の損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円とし、その合計額を支払います。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を超えて限度とします。ただし、損害補償金旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。
(損害の防止等)
第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知つたときは、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 損害の防止に努めること。
- (2) 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品防止の保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- (3) 旅行者が本人から損害の賠償を受けようとする場合は、その権利の行使について必要な手続をとらなければならない。

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、賠償請求をすることができたと認められる額と見做し、損害補償金の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けとることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

(1) 前1項第1号に規定する損害の防止経費のために要した費用のうち当社が必要又は有益であつた費用
(2) 前1項第3号に規定する手続のために必要な費用
(損害補償金の請求)
第21条 当社は、旅行者の損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び代へ掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 傷害若しくは死亡に代わって亡くなる第三者の事故証明書
(2) 補償対象品の傷害の程度を証明する書類
(3) その支払の要する書類
2 旅行者が前項の規定に違反したときは提出書類につき知っている事実を不実ことを表示し、又はその損害を偽造若しくは虚偽したときは(第3号を付さない)損害を認めず、同様とします。ただし、当社は、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)
第22条 当社は、旅行者が損害補償金を支払うべき損害賠償請求権がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を控除することができます。

(代位)
第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払つた損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1(第5条第1号関係)

山岳登山用具(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)	リュック、ボブスレー、スキーデバイス、ハンダグライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンサップラバ、マイクロナイト機、ウルトラライト機、超軽量ジェットパック等)その他これらに類する危険な運動
---	--

別表第2(第7条第3項及び第4項関係)

項目	割合
1 眼の障害	
(1) 両目が失明したとき。	100%
(2) 一目が失明したとき。	60%
(3) 一眼の視視力0.6以下となつたとき。	5%
(4) 一眼の視野狭窄(さく) [正常視野の角度の合計の60%(以下「視野狭小」といいます。)]となつたとき。	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を失ふたとき。	80%
(2) 一耳の聴力を失ふたとき。	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話音を解せないとき。	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能が著しい障害を残すとき。	20%
4 その他	
(1) しゃべり、言語の機能を全く失つたとき。	100%
(2) しゃべり又は言語の機能が著しい障害を残すとき。	35%
(3) しゃべり又は言語の機能が障害を残すとき。	15%
(4) 歯に二本以上の欠損が生じたとき。	5%
5 外装(ぼう)の顔面・頭部・頸(けい)部(う)の機能	
(1) 外装(ぼう)の顔面・頭部・頸(けい)部(う)の機能を残すとき。	15%
(2) 外装(ぼう)の顔面・頭部・頸(けい)部(う)の機能(はんじん、長さ3センチメートルの線状縫(ちん)をう)を残すとき。	3%
6 脊(せき)柱(ちゅう)の障害	
(1) 脊(せき)柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2) 脊(せき)柱に運動障害を残すとき。	30%
(3) 脊(せき)柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕(うで)指(ゆび)の障害、脚(あし)足(あし)趾(ゆび)の障害	
(1) 腕又は脚は一脚を失つたとき。	60%
(2) 腕又は脚の三大関節中の二関節は三関節の機能を全く失つたとき。	50%
(3) 腕又は脚は一節の三大関節中の一関節の機能を全く失つたとき。	35%
8 手(て)指(ゆび)の障害	
(1) 一手の母指を指関節(指関節開閉)以上で失つたとき。	20%
(2) 一手の母指の機能が著しい障害を残すとき。	15%
(3) 母指以外の一指を第二指関節(遠位指関節開閉)以上で失つたとき。	8%
(4) 母指以外の一指の機能が著しい障害を残すとき。	5%
9 足(あし)趾(ゆび)の障害	
(1) 足の一第一趾(大趾)趾(ゆび)関節(指関節開閉)以上で失つたとき。	10%
(2) 足の一第一趾趾の機能が著しい障害を残すとき。	8%
(3) 第一趾指以外の一指を第二趾(しゆん)関節(遠位指関節開閉)以上で失つたとき。	5%
(4) 第一趾指以外の一指の機能が著しい障害を残すとき。	3%
10 その他	
(1) 一節の指の著しい障害により終身自用を喪失することができないとき。	100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3(第8条第2項関係)

- (1) 両眼の視視力0.06以下になっていること。
- (2) しゃべり又は言語の機能を失っていること。
- (3) 両耳の聴力を失っていること。
- (4) 両上肢の指関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- (5) 一関節の機能を失っていること。
- (6) 歯関節の障害のため身体の自由が自由に失われ、洗面等の起居動作に制限されていること。
- (7) 神聖系統又は精神の障害のため身体の自由が自由に失われ、洗面等の起居動作に制限されていること。
- (8) その他上記の条の合併等項のため身体が自由に活動し、洗面等の起居動作に制限されていること。

(注 第4号の規定中「以上」とは、当該物品より心臓に近い部分をいいます。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員 昇龍株式会社